

政治分野における男女共同参画の推進のため早期の法整備を求める意見書

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要がある、特に、我が国最大の潜在力である女性の能力を生かすことが不可欠である。しかし、平成29年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」は、144か国中114位と過去最低となり、その主な理由は、女性の政治参画が遅れていることであった。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するためには、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、基本原則や、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるべきである。

そのため、現在、国においては、超党派の国会議員から、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」の成立を目指して議論が提起されているところである。政治分野における男女共同参画については、国会のみならず地方議会においても課題であり、その解決に向けた取組は大変重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、政治分野における男女共同参画の推進のため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年3月29日

江東区議会議員 榎本雄一

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）

あて